

平成 29 年 1 月 17 日

## 改正貿易保険法等の施行のための政令が閣議決定されました

本日、第 189 回通常国会において成立した「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」により、独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化され、貿易再保険特別会計が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うための政令が下記のとおり閣議決定されました。

### 1. 貿易保険法等の改正について

貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険の全額政府出資の特殊会社化、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計の廃止、確実な保険金支払を担保する制度の創設等を行うため、第 189 回通常国会において、所要の措置を定めた貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正法」)が成立(平成 27 年 7 月 10 日)しました。

### 2. 政令の概要

平成 29 年 4 月の改正法の施行に合わせ、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令において、以下を定めることとしました。

- (1)貿易保険法施行令において、株式会社日本貿易保険(以下、「新会社」)が発行する社債券の発行手続を定める等の改正を行うとともに、特別会計に関する法律施行令から貿易再保険特別会計に係る規定を削除するなど、関係政令においても所要の規定の整備を行うこととしました。
- (2)新会社への出資の対象から政府が使用する物品を除く等、新会社の組織設立に係る所要の措置を設けることとしました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易保険課長 安楽岡

担当者: 高木、石塚

電 話: 03-3501-1511(内線 3191~4)

03-3501-6979(直通)

03-3501-0926(FAX)